

直監告示第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項並びに直方市監査規程第 23 条の規程により、令和 5 年行政監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 6 年 4 月 15 日

直方市監査委員 大 場 亨
直方市監査委員 中 西 省 三

令和5年度

行政監査の結果報告書

「随意契約」について

直方市監査委員

目次

第1	監査の概要	1
1.	監査の種類	1
2.	監査のテーマ選定の趣旨	1
3.	監査の目的	1
4.	監査の対象	1
5.	監査の対象部署	1
6.	監査の期間	1
7.	監査の方法	1
8.	監査の着眼点	2
第2	随意契約事務の概要	2
1.	対象の契約全体における随意契約の概況について	2
1)	契約方法別の随意契約の概況	2
2)	随意契約の締結状況	4
2.	随意契約の運用状況について	7
1)	随意契約理由と根拠について	7
2)	予定価格の設定について	11
3)	見積書の徴取状況について	11
4)	一者随意契約の状況について	12
5)	随意契約の継続性（5年以上同一の相手と契約している委託料）について	13
第3	監査の結果	13
1.	結果の報告	13
1)	随意契約の理由の妥当性（根拠法令の明確化）について	13
2)	予定価格の積算及び設定について	14
3)	見積書の徴取について	14
4)	一者随意契約の理由と説明責任について	14
5)	契約方法の見直しについて	15
2.	意見	15
1)	公平性、競争性及び透明性の確保について	15
2)	契約金額の妥当性の検証について	15
3)	運用ガイドライン等の見直しについて	16
4)	随意契約の締結にかかる事務適正化の取組について	16
3.	むすび	16
	【参考 資料編】	17

第1 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第199条第2項に基づく事務の執行についての監査（行政監査）

2. 監査のテーマ選定の趣旨

地方公共団体における契約の締結は、地方自治法第234条で、「一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するもの」と規定されている。そのうち、指名競争入札、随意契約又はせり売りについては、「政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる」とされている。

一般的に随意契約は、一般競争入札や指名競争入札に比べ事務手続きが簡略で、契約の目的や内容に照らし合わせて業者を選定することができる反面、その運用を誤ると契約の相手の固定化や一部の者に偏重するおそれがあるなどの弊害も指摘がされているところであり、法令等の厳格な運用が求められるものである。

3. 監査の目的

本市は令和4年度から起案などの文書処理や財務事務が電子化されたことで、事務処理環境が大きく変化している。電子決裁導入とともに、代決専決の決裁区分の見直しや添付書類の様式の見直しが行われ、事務処理が不慣れなために時間を要することもあったと思料する。このような状況下、随意契約事務が、地方自治法施行令、地方公営企業法施行令及び直方市契約規則の定めに基づき適正に実施されているかを検証する。

また、公平性、公正性、競争性、経済性、適正性等の観点から、随意契約に着目し検証することにより課題を明らかにし、今後の適正な契約事務の執行に資することを目的として、監査を実施することとした。

4. 監査の対象

令和4年度に締結された以下の契約（令和3年度以前に締結された長期継続契約含む）

- 1) 一般会計及び特別会計の10節修繕料（契約金額50万円以上）及び12節委託料
*特別会計（国民健康保険特別会計、同和地区住宅資金貸付事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、上頓野産業団地造成事業特別会計）
- 2) 企業会計の修繕料（契約金額50万円以上）及び委託料
*企業会計（水道事業会計、下水道事業会計）

5. 監査の対象部署

全ての部署

6. 監査の期間

令和6年1月4日から令和6年3月29日まで

7. 監査の方法

監査の方法としては、財務システムや各会計システムから抽出した令和4年度データを基に、

文書管理システムで対象の文書（随意契約伺）を確認し、必要があれば対象部署に対して契約状況の調査を実施した。また、調査した契約については必要に応じて、次の着眼点をもとに担当職員から説明聴取を行った。

8. 監査の着眼点

- 1) 事務処理手続きは、法令等に従って適正に行われているか。
- 2) 随意契約の理由は、地方自治法施行令第167条の2第1項及び地方公営企業法施行令第21条の14第1項（以下「随意契約条項」という）の各号に該当するに足る特定の事由が適正に採択されているかどうか。特に随意契約条項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない）による一者随意契約を採用した場合に、妥当性を判断するに足りる適切な理由となっているか。

なお、「水道事業の契約に関する規程」「下水道事業会計規則」にはそれぞれ法令に特別の定めがあるもののほか、直方市契約規則の規定を準用することとなっている。

- 3) 予定価格は適正に定められているか。
- 4) 見積書の徴取が適切に行われているか。
- 5) 長期間にわたり特定の者と随意契約を締結している場合、適宜見直しが行われて、適正な価格で適切な内容の契約がなされているか。
- 6) 内部規範の運用に誤りはないか。

第2 随意契約事務の概要

1. 対象の契約全体における随意契約の概況について

1) 契約方法別の随意契約の概況

令和4年度における契約締結件数は次表のとおりで1,146件、契約金額の総額は5,341,640,074円であった。

これを契約の方法別にみると、競争入札による契約193件（16.8%）で1,427,657,792円、随意契約が949件（82.8%）で3,908,247,082円〔うち簡易入札が111件（11.7%）86,611,800円〕であった。

また、経費区分ごとに契約方法をみると、修繕料では287件で751,380,620円、委託料では859件で4,590,259,454円、そのうち随意契約によるものは、修繕料では255件（88.9%）で659,784,720円、委託料では694件（80.8%）で3,248,462,362円であった。

表1 方法別契約締結状況

契約方法	全体								
	修繕料			委託料			計		
	件数 (件)	割合 (%)	金額 (円)	件数 (件)	割合 (%)	金額 (円)	件数 (件)	割合 (%)	金額 (円)
競争入札	32	11.1	91,595,900	161	18.7	1,336,061,892	193	16.8	1,427,657,792
随意契約	255	88.9	659,784,720	694	80.8	3,248,462,362	949	82.8	3,908,247,082
うち簡易競争入札	111	43.5	86,611,800	0	0	0	111	11.7	86,611,800
その他	0	0.0	0	4	0.5	5,735,200	4	0.4	5,735,200
合計	287	100.0	751,380,620	859	100.0	4,590,259,454	1,146	100.0	5,341,640,074

表1-1 方法別契約締結状況（一般会計及び特別会計）

契約方法	一般会計及び特別会計								
	修繕料			委託料			計		
	件数 (件)	割合 (%)	金額 (円)	件数 (件)	割合 (%)	金額 (円)	件数 (件)	割合 (%)	金額 (円)
競争入札	32	13.2	91,595,900	139	18.2	1,138,791,764	171	17.0	1,230,387,664
随意契約	210	86.8	486,572,560	623	81.8	3,006,773,236	833	83.0	3,493,345,796
うち簡易競争入札	111	52.9	86,611,800	0	0	0	111	13.3	86,611,800
その他	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0
合計	242	100.0	578,168,460	762	100.0	4,145,565,000	1,004	100.0	4,723,733,460

表1-2 方法別契約締結状況（企業会計）

契約方法	企業会計								
	修繕料			委託料			計		
	件数 (件)	割合 (%)	金額 (円)	件数 (件)	割合 (%)	金額 (円)	件数 (件)	割合 (%)	金額 (円)
競争入札	0	0.0	0	22	22.7	197,270,128	22	15.5	197,270,128
随意契約	45	100.0	173,212,160	71	73.2	241,689,126	116	81.7	414,901,286
うち簡易競争入札	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0
その他	0	0.0	0	4	4.1	5,735,200	4	2.8	5,735,200
合計	45	100.0	173,212,160	97	100.0	444,694,454	142	100.0	617,906,614

2) 随意契約の締結状況

①要件別の状況

令和4年度に締結された随意契約について、随意契約条項各号の要件別での件数を調査した結果は次のとおりである。

表2 随意契約条項の要件別内訳

適用条項	全体					
	修繕料		委託料		計	
	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)
第1号 (少額随契)	176	69.0	67	9.7	243	25.6
第2号 (性質又は目的が競争入札に適さない)	29	11.4	461	66.4	490	51.6
第3号 (シルバー人材センター等)	0	0.0	61	8.8	61	6.4
第4号 (新たな事業分野の開拓)	0	0.0	0	0.0	0	0.0
第5号 (緊急の必要による)	34	13.3	50	7.2	84	8.9
第6号 (競争入札が不利)	1	0.4	48	6.9	49	5.2
第7号 (時価に対し著しく有利)	0	0.0	5	0.7	5	0.5
第8号 (入札又は落札者がいない)	6	2.4	2	0.3	8	0.9
第9号 (落札者が契約締結しない)	0	0.0	0	0.0	0	0.0
不明	9	3.5	0	0.0	9	0.9
合計	255	100.0	694	100.0	949	100.0

要件別の内訳をみると、修繕料では随意契約条項第1号「少額随契」によるものが最も多く176件で随意契約の69.0%を占めており、次いで第5号「緊急の必要による」が34件、第2号「性質又は目的が競争入札に適さない」が29件となっており、合わせて全体の93.7%となっている。

委託料では、随意契約条項第2号「性質又は目的が競争入札に適さない」が461件で66.4%、次いで第1号「少額随契」が67件、第3号「シルバー人材センター等」が61件、第5号「緊急の必要による」が50件、第6号「競争入札が不利」が48件となっており、合わせて全体の99.0%となっている。

表2-1 随意契約条項各号の要件別内訳（一般会計及び特別会計）

適用条項	一般会計及び特別会計					
	修繕料		委託料		計	
	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)
第1号 (少額随契)	164	78.1	57	9.1	221	26.5
第2号 (性質又は目的が競争入札適さない)	16	7.6	433	69.5	449	53.9
第3号 (シルバー人材センター等)	0	0.0	61	9.8	61	7.3
第4号 (新たな事業分野の開拓)	0	0.0	0	0.0	0	0.0
第5号 (緊急の必要による)	14	6.7	46	7.4	60	7.2
第6号 (競争入札が不利)	1	0.5	21	3.4	22	2.6
第7号 (時価に対し著しく有利)	0	0.0	3	0.5	3	0.4
第8号 (入札又は落札者がいない)	6	2.8	2	0.3	8	1.0
第9号 (落札者が契約締結しない)	0	0.0	0	0.0	0	0.0
不明	9	4.3	0	0.0	9	1.1
合計	210	100.0	623	100.0	833	100.0

表2-2 随意契約条項各号の要件別内訳（企業会計）

適用条項	企業会計					
	修繕料		委託料		計	
	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)
第1号 (少額随契)	12	26.7	10	14.1	22	19.0
第2号 (性質又は目的が競争入札適さない)	13	28.9	28	39.5	41	35.3
第3号 (シルバー人材センター等)	0	0.0	0	0.0	0	0.0
第4号 (新たな事業分野の開拓)	0	0.0	0	0.0	0	0.0
第5号 (緊急の必要による)	20	44.4	4	5.6	24	20.7
第6号 (競争入札が不利)	0	0.0	27	38.0	27	23.3
第7号 (時価に対し著しく有利)	0	0.0	2	2.8	2	1.7
第8号 (入札又は落札者がいない)	0	0.0	0	0.0	0	0.0
第9号 (落札者が契約締結しない)	0	0.0	0	0.0	0	0.0
不明	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	45	100.0	71	100.0	116	100.0

②部署別の状況

部署別の契約件数は次の表のとおりであるが、修繕料では産業建設部（177件）が全体の約7割を占め、委託料では産業建設部（171件）が全体の24.6%、次いで市民部（160件）で23.1%、教育委員会（141件）で20.3%、総合政策部（88件）で12.7%となっており、合わせて560件で全体の80%を超えている。

表3 部署別随意契約締結状況

部	課	修繕料	委託料	部	課	修繕料	委託料
総合政策部	秘書広報課	0	10	教育委員会	教育総務課	9	36
	企画経営課	0	5		学校教育課	0	22
	財政課	0	1		文化・スポーツ推進課	4	71
	総務課	5	35		こども育成課	2	12
	防災・地域安全課	0	1	小計		15	141
	人事課	0	22	下水道・環境部	下水道課	2	3
	税務課	0	14		環境政策課	0	5
	会計課	0	0		循環社会推進課	2	40
小計		5	88	小計		4	48
市民部	市民・人権同和対策課	2	27	消防本部	総務課	7	12
	子育て・障がい支援課	0	27		予防課	0	0
	保険課	0	15		警防課	0	0
	健康長寿課	0	76	小計		7	12
	保護・援護課	0	15	議会事務局	0	3	
小計		2	160	監査委員事務局	0	0	
産業建設部	商工観光課	6	24	合計（一般会計及び特別会計）		210	623
	農業振興課	1	9	水道事業会計	38	48	
	用地管理課	1	6	下水道事業会計	7	23	
	土木課	137	98	合計（企業会計）		45	71
	都市計画課	9	29				
	建築管理課	23	5				
	国・県対策課	0	0				
小計		177	171	総計		255	694

表4 随意契約条項各号の要件別業者選定方法内訳

業者の 選定方法	摘要条項						
	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号
一者随意契約	57	419	61	0	83	47	4
見積合わせ	184	9	0	0	0	0	0
プロポーザル	0	24	0	0	1	0	0
その他(※)	2	38	0	0	0	2	1
合計	243	490	61	0	84	49	5

業者の 選定方法	摘要条項			計	割合
	第8号	第9号	不明		
一者随意契約	0	0	5	676	71.2
見積合わせ	4	0	4	201	21.2
プロポーザル	1	0	0	26	2.7
その他(※)	3	0	0	46	4.9
合計	8	0	9	949	100.0

※国や県で価格が定まっているものなど

要件別業者選定方法では、一者随意契約が最も多く676件で71.2%であり、次いで見積合わせが201件で21.2%、プロポーザル方式が26件で2.7%、その他、国や県で一定の価格が定まっているものが46件で4.9%となっている。プロポーザル方式では、第2号で24件、第5号、第8号でそれぞれ1件、合わせて26件となっているが、いずれも理由から判断すると2号であった。(5号は次の債務負担行為の設定が翌年度からとなったために引き続き一年間契約を延長することとなったもの、第8号は、プロポーザル方式で辞退者が出たものであった。)

随意契約の選定方法では、一者随意契約が全体の7割を超えており、見積合わせは約2割となっている。直方市契約規則第17条の規定では、随意契約による場合は、原則として2人以上の者から見積書を徴することを基本とし、特に随意契約条項第1号の少額の随意契約については、見積合わせによる選定が原則であるが、57件が一者随意契約となっている。

2. 随意契約の運用状況について

本監査では、随意契約条項各号のうち、第3号、第4号、第8号、第9号は特殊な事情であることから、第1号、第2号及び第5号から第7号を対象とし、監査の視点にそって現状と問題点をみていくこととした。

1) 随意契約理由と根拠について

随意契約は、契約の目的や内容が競争入札に適さないもので、定める各号に該当する場合に限り認められる契約方法である。

監査の対象について、各号での随意契約とする理由・根拠の妥当性を検証する。

表5 随意契約条項各号の事由別詳細（修繕料）

根拠法令	事由	件数（件）
第1号	見積合わせ	28
	工事参加希望型簡易競争入札	111
	一者随意契約	37
小計		176
第2号	特殊な技術や機器、設備等を必要とする工事	14
	既設の設備等と密接不可分の関係にある設備・機器等の増設、改修工事	5
	特許工法等の新開発工法を用いる必要がある工事	0
	法令等の規定に基づき施行者が特定される工事	0
	プロポーザル方式による競争	0
	単に『実績がある』『精通している』という理由	10
	その他	0
小計		29
第5号	天災等の不測の事態による危機的状況	2
	道路陥没等の応急工事	5
	電気、機械設備等の故障に伴うインフラ確保のための緊急工事	24
	その他	3
小計		34
第6号	当初予想し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事	1
第7号	時価に対し著しく有利	0
不明		9
合計		249

※「第8号」の6件を除く。

表6 随意契約条項各号の事由別詳細（委託料）

根拠法令	事由	件数（件）
第1号	見積合わせ	46
	一者随意契約	20
	その他	1
小計		67
第2号	プロポーザル方式による競争	24
	機器・システム等の設置業者または開発業者またはこれらに準ずる者	111
	継続的な業務のため、業者を特定しないと事業そのものの継続が危ぶまれる	36
	自治体の特定の公益目的に達成に必要な場合	51
	他の公共団体との共同で運営処理をするため業者が特定される	11
	単に『実績がある』『精通している』という理由	24
	特定の設備が必要であり業者が特定される	117
	法令等の規定に基づき履行可能な業者が特定される	75
	下水道整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の趣旨に基づく補償としての代替業務	5
	その他	7
小計		461
第5号	感染症発生時の蔓延防止のために即時の対応が求められる業務	5
	国の情勢や、法令等の規定により業務を行う期間が短い業務	1
	天災地変その他災害等により緊急に調達の必要がある業務	2
	電気・機械設備等の故障により即時の対応が求められる業務	2
	その他	40
小計		50
第6号	原版を所有しているため、有利な価格で契約締結が見込まれる	1
	関連する工事の設計業務を請け負っており、業務期間の短縮及び経費の節減が見込まれる	1
	その他	46
小計		48
第7号	国内最大手の採用情報掲載サイトであり、通常価格と比較して著しく安価な金額で掲載してもらえる	1
	その他	4
小計		5
合計		631

※「第3号」「第8号」の計63件を除く。

要件別詳細を、修繕料（表5）と委託料（表6）それぞれで見ると、随意契約条項第1号は少額随契であるが、修繕料では176件で、このうち簡易入札方式によるものが111件、委託料は67件で、このうち46件が見積合わせであった。随意契約については見積合わせによる選定を原則と

しているが、見積合わせを行っていない一者随意契約が修繕料で37件、委託料で20件見られ、適用条項（号）の誤りによるものと考えられる。

第2号の適用要件は「性質又は目的が競争入札に適しないもの」で、修繕料では29件で、そのうち主なものは「特殊な技術や機器、設備等を必要とする工事」を事由とするものが14件、「既設の設備等と密接不可分の関係にある設備・機器等の増設、改修工事」が5件、「単に『実績がある』『精通している』という理由」が10件となっている。委託料では、461件で「特定の設備が必要であり業者が特定される」が117件と最も多く、次いで「機器・システム等の設置業者または開発業者またはこれらに準ずる者」が111件、「法令等の規定に基づき履行可能な業者が特定される」が75件、「プロポーザル方式による競争」、「単に『実績がある』『精通している』という理由」がそれぞれ24件となっている。

第5号の適用要件は「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」で修繕料が34件であるが、適用事由は、「電気、機械設備等の故障に伴うインフラ確保のための緊急工事によるもの」が24件で、次いで「道路陥没等の応急工事」が5件などであった。

委託料では50件であるが、「感染症発生時の蔓延防止のために即時の対応が求められる業務」が5件で、「天災地変その他災害等により緊急調達が必要な業務」や「電気・機械設備等の故障により即時対応が求められる業務」それぞれ2件であり、「その他」が40件であった。

第6号「競争入札に付することが不利と認められるとき」は修繕料で1件であるが、「追加工事」によるもので、委託料では48件では、「有利な価格で契約締結が見込まれる」や「業務期間の短縮及び経費の節減が見込まれる」などであった。第7号「著しく有利な価格で契約ができる見込みがあるとき」では委託料で5件であったが、「国内最大手の採用情報掲載サイトである」などであった。

2) 予定価格の設定について

表7 予定価格の算定方法

項目	件数 (件)	割合 (%)
1.1者の業者参考見積	479	50.5
2.担当者の積算	254	26.8
3.その他(※)、不明	216	22.7
合計	949	100.0

※国や県で価格が定まっているものなど

随意契約における予定価格については、契約規則では入札における予定価格の決定方法の規定に準じてあらかじめ定めなければならないとされている(第16条)。予定価格(設計金額)の算定方法については表7のとおりである。

これによると、予定価格の設定では、1者の業者参考見積で算定しているものが479件で過半数を超えており、担当者の積算が254件、その他、不明216件となっている。随意契約の一部には、特殊な技術等を必要とし、履行能力のある事業者が唯一であり、複数の見積書の徴取が不可能な場合もあると思われる。予定価格の設定に当たっては、随意契約の過半数が1者の業者参考見積に依拠している現状からみると、一者随意契約の場合は、契約金額が競争性の観点から精査されていない可能性が推測される。

3) 見積書の徴取状況について

直方市契約規則第17条の規定では、随意契約によるときは、原則として2人以上の者から見積書を徴することを基本とし、ただし書に該当する場合は1人から徴取することができることとされている。特に随意契約条項第1号の少額随意契約については、見積合わせによる選定を原則としているが、50万円以上の修繕料などにおいても、1者のみからの見積徴取による一者随意契約となっている場合が多く、その理由が十分でないものが見受けられた。

契約の透明性、公平性を高めるためにも、どのような理由で一者特命による随意契約としたのかを具体的に明らかにする必要がある。

4) 一者随意契約の状況について

表8 一者随意契約の状況

適用事由		修繕		委託		合計	
		件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)
第1号	少額随契	37	35.2	20	3.5	57	8.4
第2号	既設の設備等と密接不可分の関係にある設備・機器等の増設、改修工事	5	4.8	0	0.0	5	0.7
	特殊な技術や機器、設備等を必要とする工事	14	13.3	0	0.0	14	2.1
	機器・システム等の設置業者または開発業者またはこれらに準ずる者	0	0.0	96	16.7	96	14.2
	継続的な業務のため、業者を特定しないと事業そのものの継続が危ぶまれる	0	0.0	28	4.9	28	4.1
	自治体の特定の公益目的に達成に必要な場合	0	0.0	41	7.2	41	6.1
	他の公共団体との共同で運営処理をするため業者が特定される	0	0.0	10	1.8	10	1.5
	単に『実績がある』『精通している』という理由	9	8.5	19	3.3	28	4.1
	特定の設備が必要であり業者が特定される	0	0.0	112	19.6	112	16.6
	法令等の規定に基づき履行可能な業者が特定される	0	0.0	70	12.3	70	10.4
	下水道整備等に伴う一般廃棄物処理業務等の合理化に関する特別措置法の趣旨に基づく補償としての代替業務	0	0.0	5	0.9	5	0.7
	プロポーザル方式による競争	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	その他	0	0.0	6	1.0	6	0.9
	不明	0	0.0	4	0.7	4	0.6
小計		28	26.6	391	68.4	419	62.0
第3号	シルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約	0	0.0	58	10.2	58	8.6
	障がい者支援施設等からの役務の提供を受ける契約	0	0.0	1	0.2	1	0.1
	不明	0	0.0	2	0.3	2	0.3
小計		0	0.0	61	10.7	61	9.0
第4号	新たな事業分野の開拓を図る者であるとき	0	0.0	0	0.0	0	0.0
第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき	34	32.4	49	8.6	83	12.3
第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき	1	1.0	46	8.1	47	7.0
第7号	著しく有利な価格で契約ができる見込みがあるとき	0	0.0	4	0.7	4	0.6
第8号	入札者又は落札者がいないとき	0	0.0	0	0.0	0	0.0
第9号	落札者が契約締結しない	0	0.0	0	0.0	0	0.0
不明		5	4.8	0	0.0	5	0.7
合計		105	100.0	571	100.0	676	100.0

表4では、一者随意契約が676件で随意契約全体の7割を超えている。この随意契約は、発注者が任意の方法で特定の業者を選定し契約するものである。表8の一者随意契約の状況を見ると、

随意契約条項第1号の少額随意契約では57件で8.4%、第2号で419件62.0%、第3号で61件9.0%、第5号83件12.3%、第6号47件7.0%となっている。

第2号では適用要件が「性質又は目的が競争入札に適しないもの」であり、理由が「特定の設備が必要であり業者が特定される」112件16.6%や「機器・システム等の設置業者または開発業者またはこれらに準ずる者」が96件14.2%で、適用条項に該当するため表10のとおり、同一相手との契約が長期化し契約金額が精査されていない可能性があり懸念される。

5) 随意契約の継続性（5年以上同一の相手と契約している委託料）について

表9 随意契約の継続性

	委託	
	件数（件）	割合（%）
同一業者	268	46.9
他業者	303	53.1
合計	571	100.0

表10 同一業者による長期契約の状況

	委託	
	件数（件）	割合（%）
第1号	8	3.0
第2号	217	81.0
第3号	10	3.7
第4号	0	0.0
第5号	13	4.8
第6号	20	7.5
第7号	0	0.0
第8号	0	0.0
第9号	0	0.0
合計	268	100.0

一旦随意契約で締結した契約の多くは、同一の契約方法で、継続的に同一の相手と契約が行われる傾向にあり、契約相手の選定方法や金額の妥当性の検討が行われにくい状況にあることがうかがえる。

契約の更新時には、当該契約に係る社会状況や事業環境について改めて調査し、契約相手の選定方法や契約方法について、より公正で競争的な方法がないか検討し、見直しが必要である。

第3 監査の結果

今回の行政監査で掲げた着眼点をもとに調査・検証をした。

1. 結果の報告

1) 随意契約の理由の妥当性（根拠法令の明確化）について

随意契約の理由については、一部適用条項が記載されていないものや不明確なもの、別紙での添付もなされていないものもあった。電子決裁導入時に添付書類の様式見直しがあったため、掲

示板で周知されたものの、担当者の確認不足や引継ぎ漏れなどもあったものと思料する。また、紙の添付も認められているため、データでは確認が出来にくいものもあったが、担当者に確認のうえ分析した。

随意契約の適用は、契約の目的・性質・履行能力のある契約相手の状況に照らして個別に合理的に判断することが求められる。監査を実施した随意契約の選定理由をみると、第2号の「性質又は目的が競争入札に適しないもの」における、「単に『実績がある』『精通している』『早急に対応できる』という理由」など拡大解釈する傾向にあり、第5号の「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」、第6号「競争入札に付することが不利と認められるとき」、第7号「著しく有利な価格で契約ができる見込みがあるとき」においても、一部に随意契約とする適用事由の妥当性に判然としないものが見受けられた。また「安価に業務を行うことができる」ことを理由としているものがあるが、何をもって低廉になるのかの理由が十分でないものも見受けられた。

修繕工事においては、少額随契が可能な額をわずかに下回る予定価格が設定され、「早急に対応できる」を理由に一者随意契約を行っているものが散見された。

さらに、入札に付さない合理的理由もなく意図的に分割して随意契約を行っていると思われる案件が見受けられた。

随意契約は、競争入札を原則とする契約の特例であり、随意契約を適用した場合も見積合わせが原則である。随意契約の根拠法令の適用については、厳格に判断し、正確な根拠法令の適用を図るとともに、決裁過程においても、客観的理由の十分な確認と内容の精査に努められたい。

2) 予定価格の積算及び設定について

随意契約においては、特定の相手と担当部署の裁量行為で契約を締結することとなるが、その場合でも適正な予定価格を設定する必要がある。

一者随意契約では、所管課が支出予定金額の積算時に徴取した参考見積書の金額と契約金額が同額であり、かつ、参考見積事業者と契約事業者が同一だったものが見受けられた。

予定価格は、適正な契約を行うため契約金額を決定する基準となるものであるから、設定するにあたっては、複数の者からの見積書の徴取などにより見積価格の妥当性を判断する必要がある。それが困難な場合には、契約に対する透明性、公平性、及び効率的な予算執行を推進する観点から、市場価格や取引事例を参考にするなど可能な限り情報を収集し予定価格を設定されたい。

3) 見積書の徴取について

随意契約にあたっては財務規則により、一部徴取不要なものがあるものの、予定価格の設定と原則として2名以上の者から見積書を徴取し、予定価格との見積合わせを行い、予定価格の妥当性を確保して適正価格による契約を締結しなければならない。

随意契約条項第1号の少額の随意契約については、見積合わせによる選定を原則としているが、1号を随契理由にしているものを見積合わせをしていない契約が多数見受けられた。

少額随意契約は、見積合わせを実施し競争性があることが前提になり、契約の透明性、公平性、競争性を保つため、複数の見積書徴取を徹底されたい。

4) 一者随意契約の理由と説明責任について

一者随意契約は、随意契約が相当と判断される中でも、特殊な技術等を必要とし、他に競争相手がいない場合に限られており、随意契約における契約相手の選定は、恣意的にならないように

留意することが強く求められる。

一者随意契約は、競争による経済性が確保できず、不利な条件で契約を締結するおそれがあることから、契約過程の透明性の確保や説明責任が強く求められる。

随意契約条項第1号の少額随意契約を適用する場合は、原則として見積合わせが必要であるが、「早急に対応可能」などの理由で一者随意契約を行っているものや、随意契約条項第2号では、「業務の実績がある」ことや「精通していること」を随契理由として一者随意契約を適用しているものも見受けられたが、全体的に、2名以上の者から見積書の徴取をしないことについての判断過程の記録などがなく、その適法性、相当性を確認することが出来なかった。

一者随意契約をする場合は、契約過程の透明性を高めるため、どのような調査を行った結果、どのような理由で1者しかないと判断したのか等の理由を明確に説明する必要がある。

「業務に精通している」や「過去に実績がある」「早急に対応できる」などの理由だけでは、事業者選定の客観的妥当性に欠けており、初めから「特定の事業者ありき」で他社を排除していることとなり、1者を選定した具体的理由にはなり得ない。

誰が見ても客観的に判断できるよう、判断した理由及び経緯などを明確に説明できるものとされたい。

5) 契約方法の見直しについて

随意契約は限られた場合に認められる方法であり、常に理由に妥当性があるか、随意契約の方法によることが適切であるか検討し、必要な見直しを図ることが求められる。毎年継続して同一業者と随意契約している場合は、その有効性について検証をした上で、業務内容や仕様等について改善の可能性を判断し、他業者と競争可能性についても検討されたい。

特にこれまで一者随意契約を行っているものについては、時間の経過などにより競争性が生じていないかなど、契約更新時などにおいて定期的な見直しを図られたい。

2. 意見

前項の監査結果を踏まえて、全庁的に共通する項目や改善・検討すべき事項について、以下に包括的な意見を述べるため適切な対応を講じられたい。

1) 公平性、競争性及び透明性の確保について

随意契約は例外的な契約方法であることを改めて認識するとともに、随意契約条項及び直方市契約規則に規定する事由に合致しないものについては競争入札に付する必要がある。

特に、一者随意契約については、漫然と前例を踏襲するのではなく、その適用の判断を厳格にし、当該1者を選定する理由をより具体的、明確に記載しておく必要がある。「過去の実績がある」、「業務に精通し確実な作業が期待できる」、また「早急に対応できる」などを理由に一者随意契約をしている事例が多く見受けられた。これらは他の業者の参入を阻み、金額において競争性が確保できないことから、これまで一者随意契約を行ってきたものについては、状況の変化も含め再検討するなどの定期的な見直しが必要である。

2) 契約金額の妥当性の検証について

契約金額が適正な金額かどうかの判断は、予定価格との比較により行うこととなる。そのため、一者随意契約の場合は、相手の参考見積額と同額を予定価格とし、さらに同額で契約を締結しているものについては、契約金額の妥当性についての検証が十分になされているとは言い難い。

予定価格の決定においては、相手の参考見積額を安易にそのまま採用することなく、他の自治体での実績や民間での取引の実例価格など、可能な限りの情報を収集し、適切な予定価格を定めることにより、契約金額の妥当性の確保に努められたい。

3) 運用ガイドライン等の見直しについて

随意契約は、随意契約条項各号に該当する場合に限り認められる例外的な方法である。その原点を踏まえ、随意契約には、客観的に合理的な理由が存在する必要がある、安易に拡大解釈しないように注意しなければならない。

本市では、随意契約の運用ガイドラインとして、工事請負契約に関する「直方市の公共工事における随意契約ガイドライン」が策定されており、これに従い全庁的に事務の執行がなされている。また、工事請負契約以外でも、「随意契約の基本的な考え方」を示しているところではあるが、随意契約の運用に関しては、具体的で明瞭な基準を示すなど、容易に判断できるガイドラインを作成する必要がある。事務の標準化を図るため詳細な事務手続きのマニュアル等を示し、運用の指導を徹底されることを強く要望する。

4) 随意契約の締結にかかる事務適正化の取組について

電子決裁への移行に伴う事務の見直しにより、少額随意契約などの随意契約何の決裁区分の一部は担当課長決裁に変更されたものもあり決裁区分が緩和されている。随意契約理由書における誤りのチェック漏れも散見されることから、適正な契約事務の執行が求められるところである。管理監督者においては、内容について厳格な審査を実施するとともに、さらなる事務の適正化を図るため、随意契約何の決裁区分やチェック体制の強化に努められたい。

また、契約事務の法令や規則に関する職員の認識改革のため、実務的な研修会の実施等について検討されたい。

3. むすび

最後に、契約を含む行政事務事業の遂行に当たっては、今後ますます迅速性、透明性が要求されると思われる。

随意契約は、競争入札等の契約に比べ、簡易な手続きで実施事業の目的に合った契約相手を決定し業務の履行を確保できる利点がある反面、その運用を誤った場合、契約相手が特定の者に偏り、価格において市に不利になるおそれもあり、契約の公正性が失われ、ひいては市民の信頼を損ねることになりかねない。

職員一人一人が、一層真摯な姿勢で契約事務に取り組むことで、公正性・公平性・透明性が高まり市民への説明責任が果たせるものとする。

資料編

1. 随意契約制度

随意契約は、競争の方法によらず、任意に特定の者を選定して契約を締結する方法である。契約相手を選定する費用や時間の負担が少なく、信頼性の高い相手と契約が出来るといった利点がある半面、選定についての公正性や透明性や価格の競争性・経済性に問題が伴うことから、要件を充たす場合にだけ認められるものであり、随意契約条項では、随意契約ができる場合の要件として、第1号から第9号までを規定している。

第1号 予定価格が地方自治体の規則で定める額を超えないもの

- (1) 工事又は製造の請負 1,300,000円を超えない額
- (2) 財産の買入れ 800,000円を超えない額
- (3) 物件の借入れ 400,000円を超えない額
- (4) 財産の売払い 300,000円を超えない額
- (5) 物件の貸付け 300,000円を超えない額
- (6) 前各号に掲げるもの以外のも 500,000円を超えない額

第2号 性質又は目的が競争入札に適しないもの

第3号 特定の施設等からの買入れ等（福祉目的）

第4号 長の認定業者からの買入れ等（新規開拓事業）

第5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき

第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき

第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約締結できる見込のあるとき

第8号 競争入札に落札者のないとき

第9号 落札者が契約を締結しないとき

次の各号について随意契約を行おうとするときは、所管課における判断基準として特に留意が必要である。

第1号は、普通地方公共団体の規則に定める額及び地方公営企業法施行令の管理規程で定める額を超えない、比較的少額の場合は随意契約ができるとするものである。直方市では直方市契約規則で随意契約ができる予定価格の範囲を地方自治法施行令第167条の2別表と同額として定めており（第18条）、契約の相手方の選定は、原則として2名以上の者から見積書（様式第2号又は様式第3号）を徴さなければならないとしている。（「水道事業の契約に関する規程」「下水道事業会計規則」にはそれぞれ、法令に特別の定めがあるもののほか直方市契約規則の規定を準用することとなっている。）

競争入札によることを原則としつつ、第2号か第9号に該当する場合は、第1号で示した限度額を超えて随意契約が認められている。

第2号は特定の者と契約しなければ、契約の目的を達成できない場合や契約の目的を達成するための履行条件を満たす者が1者に特定されるなど、競争入札を実施することが不可能又は著しく困難な場合及び価格競争がなじまない企画競争（プロポーザル方式、コンペ方式）による場合であって、おおむね次の場合が該当する。

- (1) 秘密保持の必要があるもの
- (2) 契約の目的に代替性がないもの
- (3) 契約内容の特殊性により、契約の相手が特定されるもの

業務に精通・熟知していることだけでは適用要件とはならないし、2号に該当する場合は一者見積でよいとされる。

第5号は「緊急の必要」とは、たとえば、災害時において一般競争入札又は指名競争入札の方法による手続きをとることにより、その時期を失したり、契約の目的を達することができなくなったりすることで、行政上も経済上も著しく不利益になるような場合・市民生活等への影響を考慮して判断するものであり、事故や故障をもって直ちに随意契約できるものではない。可能な場合には、複数の事業者から見積を徴取するなど、経済的合理性に留意することも必要である。

第6号は概ね次の場合に認められる。

- (1) 現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であること。
- (2) 買入を必要とする物品が多量であって、分割して買入れなければ売り惜しみその他の理由により価格を騰貴させるおそれがあること。
- (3) 急速にしなければ、契約の機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約しなければならなくなるおそれがあること

第7号は、建設工事であれば次のような場合に認められる。

- (1) 特定の施工者が、施工に必要な資機材等を当該工事現場付近に多量に所有するため、これを利用することとした場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められる工事
- (2) 特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することとした場合には、競争入札に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められる工事

物品・役務・業務委託等であれば、次の場合などである。

- (1) ある物品を購入するにあたり、特定の業者がその物品を相当多量に保有し、しかも他の業者が保存している当該同一物品の価格に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがある業務
- (2) 特定の施工者が開発したシステム等を利用することにより、競争に付した場合よりも著しく有利な価格で契約することができるものと認められる業務

表11 修繕料の随意契約分布

負担行為額	件数 (件)
50万円以上～100万円未満	145
100万円以上～500万円未満	88
500万円以上～1000万円未満	16
1000万円以上	6
合計	255

表11-1 修繕料の随意契約分布 (一般会計及び特別会計)

負担行為額	件数 (件)
50万円以上～100万円未満	137
100万円以上～500万円未満	67
500万円以上～1000万円未満	2
1000万円以上	4
合計	210

表11-2 修繕料の随意契約分布 (企業会計)

負担行為額	件数 (件)
50万円以上～100万円未満	8
100万円以上～500万円未満	21
500万円以上～1000万円未満	14
1000万円以上	2
合計	45